

1 市民意識調査の実施概要

(1) 調査方法等

調査地域	藤沢市全域
調査対象	2022年4月14日現在、藤沢市内在住の満18歳以上の方
対象者抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出（外国人含む）
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWeb回答
調査期間	2022年（令和4年）5月10日（火）～5月31日（火）
発送数	3,060人
有効回収数	1,349人（うち、郵送回収 943人、Web回答 406人）
有効回収率	44.1%

(2) 調査項目

調査項目
1. 人権についての意識・考え
2. 新型コロナウイルス感染症と人権について
3. 女性の人権課題について
4. 子どもの人権について
5. 高齢者の人権について
6. 障がいのある人の人権について
7. 部落差別（同和問題）について
8. 外国につながる人の人権について
9. インターネット・SNSによる人権侵害について
10. セクシュアルマイノリティの人権について
11. 大規模な災害が起こったときの被災者の人権について
12. ビジネスと人権について
13. 犯罪被害者などの人権について
14. アイヌの人々の人権について
15. 北朝鮮当局による拉致被害者などの人権について
16. HIV・エイズ、肝炎などの感染者やその家族の人権について
17. ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について
18. ホームレスの人権について
19. 刑を終えて出所した人の人権について
20. 今後の取組に向けて
基本属性

2 主な人権に関する諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	1949年 (昭和24年)	1951年 (昭和26年)	1958年 (昭和33年)
難民の地位に関する条約	難民条約	1951年 (昭和26年)	1954年 (昭和29年)	1981年 (昭和56年)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	1953年 (昭和28年)	1954年 (昭和29年)	1955年 (昭和30年)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	1965年 (昭和40年)	1969年 (昭和44年)	1995年 (平成7年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	1966年 (昭和41年)	1976年 (昭和51年)	1979年 (昭和54年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女子差別撤廃条約	1979年 (昭和54年)	1981年 (昭和56年)	1985年 (昭和60年)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	ハーグ条約	1980年 (昭和55年)	1983年 (昭和58年)	2013年 (平成25年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	1984年 (昭和59年)	1987年 (昭和62年)	1999年 (平成11年)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	1989年 (平成元年)	1990年 (平成2年)	1994年 (平成6年)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	2006年 (平成18年)	2010年 (平成22年)	2009年 (平成21年)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	2006年 (平成18年)	2008年 (平成20年)	2014年 (平成26年)

3 日本における分野別の主な人権に関する法令

分野	名称	制定年	施行年
人権全般	人権擁護委員法	1949年 (昭和24年)	同左
	社会福祉法	1951年 (昭和26年)	同左
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
ジェンダー	売春防止法	1956年 (昭和31年)	1957年 (昭和32年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	1985年 (昭和60年)	1986年 (昭和61年)
	男女共同参画社会基本法	1999年 (平成11年)	同左
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	2015年 (平成27年)	同左
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018年 (平成30年)	同左
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	2022年 (令和4年)	2024年 (令和6年)
	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）	2022年 (令和4年)	同左
子ども	児童福祉法	1947年 (昭和22年)	1948年 (昭和23年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	1964年 (昭和39年)	同左
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	1999年 (平成11年)	同左
	児童虐待の防止等に関する法律	2000年 (平成12年)	同左
	少子化社会対策基本法	2003年 (平成15年)	同左
	子ども・若者育成支援推進法	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)

分野	名称	制定年	施行年
子ども	子ども・子育て支援法	2012年 (平成24年)	2015年 (平成27年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	いじめ防止対策推進法	2013年 (平成25年)	同左
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
	こども家庭庁設置法	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
	こども基本法	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
高齢者	老人福祉法	1963年 (昭和38年)	同左
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	1971年 (昭和46年)	同左
	高齢社会対策基本法	1995年 (平成7年)	同左
	介護保険法	1997年 (平成9年)	2000年 (平成12年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001年 (平成13年)	同左
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	2005年 (平成17年)	2006年 (平成18年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	成年後見人制度の利用の促進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律	2018年 (平成30年)	同左
障がいの ある人	身体障害者福祉法	1949年 (昭和24年)	1950年 (昭和25年)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	1950年 (昭和25年)	同左
	知的障害者福祉法	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者の雇用の促進等に関する法律	1960年 (昭和35年)	同左
	障害者基本法	1970年 (昭和45年)	同左

分野	名称	制定年	施行年
障がいのある人	身体障害者補助犬法	2002年 (平成14年)	同左
	発達障害者支援法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	2018年 (平成30年)	同左
	旧優性保護法に基づく優性手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	2019年 (平成31年)	2019年 (令和元年)
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	2019年 (令和元年)	同左
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	2022年 (令和4年)	同左
部落差別 (同和問題)	同和对策事業特別措置法	1969年 (昭和44年)	同左
	部落差別の解消の推進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
外国に つながりの ある人	出入国管理及び難民認定法	1951年 (昭和26年)	同左
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
	日本語教育の推進に関する法律	2019年 (令和元年)	同左
患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2008年 (平成20年)	2009年 (平成21年)
	難病の患者に対する医療等に関する法律	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	2019年 (令和元年)	同左
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	2021年 (令和3年)	同左
ビジネス	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	1966年 (昭和41年)	同左
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004年 (平成16年)	2005年 (平成17年)

分野	名称	制定年	施行年
生活困窮者	生活保護法	1950年 (昭和25年)	同左
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	2002年 (平成14年)	同左
	生活困窮者自立支援法	2013年 (平成25年)	2015年 (平成27年)
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	2014年 (平成26年)	同左
その他	個人情報保護に関する法律	2003年 (平成15年)	同左
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	1997年 (平成9年)	同左
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	2019年 (平成31年)	2019年 (令和元年)
	再犯の防止等の推進に関する法律	2016年 (平成28年)	同左
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	2006年 (平成18年)	同左
	被災者生活再建支援法	1998年 (平成10年)	同左
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	2012年 (平成24年)	同左
	自殺対策基本法	2006年 (平成18年)	同左

4 藤沢市子どもをいじめから守る条例

制定 平成 27 年 3 月 10 日

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」といいます。)のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいいます。
- (2) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理

的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。

- (3) 学校 この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。
- (5) 学校以外の施設 この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- (6) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

(子どもの心がけ)

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- (1) 自分を大切にしましょう。
- (2) 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- (3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

(市の責務)

第5条 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとします。

- 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとします。
- 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとします。
- 5 市は、学校(市が設置する学校を除きます。)及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとします。
- 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとします。

(学校の責務)

- 第6条** 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとします。
- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとします。
 - 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなつたと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとします。

(保護者の責務等)

- 第7条** 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとします。
 - 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとします。
 - 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

(学校以外の施設の役割)

- 第8条** 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学

び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

- 第9条** 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとします。
- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとします。

(関係機関の役割)

- 第10条** 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

制定 平成 12 年 12 月 6 日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で議ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政

治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

7 ふじさわ人権協議会要綱

制 定 平成 19 年 4 月 1 日
一部改正 平成 21 年 4 月 1 日
一部改正 平成 25 年 4 月 1 日
一部改正 平成 26 年 4 月 1 日
一部改正 平成 29 年 4 月 1 日
一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

(目的及び設置)

第1条 一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けて、人権施策の推進について協議及び検討をするため、ふじさわ人権協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 「藤沢市人権施策推進指針」の進行管理に必要な事項
- (2) 人権意識の啓発を推進するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体
- (3) 企業・労働団体
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(議事)

第7条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席委員(会長である者を除く)の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、会議の運営上必要があると認める

ときは、関係者を会議に出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(専門部会)

第9条 協議会は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、部会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

6 第6条から第8条までの規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

7 会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を協議会に報告するものとする。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年藤沢市条例第 36 号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、人権施策推進事業主管課において処理する。

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

8 ふじさわ人権協議会委員名簿（第8期）

《任期：2021年（令和3年）4月1日～2023年（令和5年）3月31日》

〔敬称略／正副会長以外の委員は50音順〕

氏名	所属等	役職
片岡 理智	フリージャーナリスト ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会 委員 認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構 理事	会長
深田 独	一般社団法人神奈川人権センター 事務局次長	副会長
森 さち子	慶應義塾大学総合政策学部 教授（医学部精神・神経科学 教室兼任教授、心身ウェルネスセンター所長）	副会長
秋葉 真之	神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所 指導課長	
市川 ジョバンニ	国際理解協力員・日本語指導員	
小原 多江子	藤沢市人権擁護委員会 委員 小原法律事務所 代表	
岸本 寛之	藤沢商工会議所議員 清和総合法律事務所 代表弁護士	
戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり理事長	
星野 慎二	特定非営利活動法人SHIP理事長	
宮城 宏之	湘南地域連合 副議長/NTT労働組合 湘南分会 分会長 ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会 委員	
宮原 健夫	市民公募委員	
宮部 美佐子	特別養護老人ホーム村岡ホーム施設長	
梁 川 等	市民公募委員	

ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針
～藤沢市人権施策推進指針改定版～

【発行】

2023年（令和5年）3月

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-3501 F A X 0466-50-8436

E-mail : fj-jinkendanjyo@city.fujisawa.lg.jp



藤沢らしさを未来に引き継ぐ

ふじさわSDGs